

新温泉町告示第115号

第104回（令和2年11月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年11月19日

新温泉町長 西村 銀三

1 期 日 令和2年11月27日 午前9時00分

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について

（2）新温泉町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

（3）新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（4）新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

池田 宜広君

河越 忠志君

浜田 直子君

太田 昭宏君

阪本 晴良君

中村 茂君

中井 次郎君

小林 俊之君

平澤 剛太君

重本 静男君

森田 善幸君

竹内 敬一郎君

岩本 修作君

宮本 泰男君

谷口 功君

中井 勝君

○応招しなかった議員

なし

令和2年 第104回（臨時）新温泉町議会 会議録（第1日）

令和2年11月27日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月27日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第98号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第99号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第100号 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7 発議第2号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第98号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第99号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第100号 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7 発議第2号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
-

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 平澤剛太君
3番 河越忠志君	4番 重本静男君
5番 浜田直子君	6番 森田善幸君
7番 太田昭宏君	8番 竹内敬一郎君
9番 阪本晴良君	10番 岩本修作君
11番 中村茂君	12番 宮本泰男君

13番 中井次郎君

14番 谷口 功君

15番 小林俊之君

16番 中井 勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村 祐子君 書記 小林 正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村 銀三君	副町長	西村 徹君
教育長	西村 松代君	温泉総合支所長	長谷阪 治君
牧場公園園長	藤本 喜龍君	総務課長	井上 弘君
企画課長	岩垣 廣一君	税務課長	長谷阪 仁志君
町民安全課長	小谷 豊君	健康福祉課長	中田 剛志君
商工観光課長	水田 賢治君	農林水産課長	西澤 要君
建設課長	山本 輝之君	上下水道課長	奥澤 浩君
町参事	土江 克彦君	浜坂病院事務長	吉野 松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野 喜代美君	会計管理者	仲村 秀幸君
こども教育課長	松岡 清和君	生涯教育課長	谷 淵 朝子君
調整担当	島木 正和君	代表監査委員	川崎 雅洋君

議長挨拶

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第104回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

寒さが増しつつある今日、新型コロナウイルス感染症の拡大に一層の拍車がかかり、兵庫県では、昨日、最多となる184人の感染が確認されました。政府は感染防止と経済活動の両立という姿勢を崩さず、日本医師会会長は全国各地で医療提供体制が崩壊の危機に直面していると警鐘を鳴らしております。ウィズコロナ、アフターコロナの対策が叫ばれ、静かなマスク会食など感染防止対策を個人の責任に求める風潮がありますが、今はコロナ感染拡大の真ただ中であり、町としては、できる限り感染防止、相談体制、医療体制の確保、充実が急がれるものと認識をしております。

さて、本日は、第104回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提出される案件は、条例改正案4件であります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますよう格別の御協力をお願いを申し上げて、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

第104回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しており、豊岡健康福祉事務所管内でも感染者が確認されています。これまで以上に感染に対する危機感を持ちながら、万全な感染症対策を行う必要があると考えています。また、GoToキャンペーンで一部上向きだった観光業や各種産業への影響も考えられますので、引き続き対策を図ってまいります。あわせて、感染防止対策につきましては、引き続き、議員の皆様、町民の皆様の御協力をいただきたいと思います。

さて、本日は、臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中にもかかわらず、全議員の御出席の下、本議会が開催できますことに心より感謝とお礼を申し上げます。

今期臨時会は、条例案3件の議案を御提案させていただいております。

議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

午前9時03分開会

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第104回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則125条の規定により、議長において指名いたします。

15番、小林俊之君、1番、池田宜広君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中井 勝君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等について、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

本日は、副委員長、阪本副委員長にお願いします。

○議会運営委員会副委員長（阪本 晴良君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和2年11月19日に開催されました議会運営委員会について報告いたします。

当日は午前9時に開会し、第104回新温泉町議会臨時会への議事運営について協議いたしました。

今回の議案は、人事院勧告による給与等の改正で、町長提出の条例案3件、議員提出の条例案1件であります。

会期は、本日1日といたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 阪本副委員長、ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会副委員長から報告がありましたとおりの会期で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

兵庫県功労者表彰が11月3日付で行われ、当町の関係者では、谷口功君が自治功労部門で表彰を受けております。

そのほか、9月30日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙議会对外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から、令和2年8月及び9月の月例出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告といたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務産建常任委員会が10月27日及び11月19日に開催されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中村総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務産建常任委員会の報告を行います。

まず、10月27日の報告を行います。

この委員会におきましては、報告事項を主として調査したものでございます。対象は、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、税務課、企画課、総務課で行いました。各課とも、質疑のあった内容、重点的なことを中心に報告を申し上げたいと思います。

それでは、委員会資料を御覧いただきながらお聞きください。

最初に、牧場公園課であります。報告事項は7件ございました。

気になる来園者の状況について、回復基調にあるとの報告を受けたところであります。

質疑の部分で、前回質疑の遊具の規模について報告がなされました。縦17メートル、横20メートル、高さ8メートル、耐用年数は20年ということでありました。大型遊具は総合賠償保険ではなく、遊具の賠償保険に入るといようなちょっと変わった動きも聞いたところであります。工事は11月着工、工期は4か月、3月に器具の設置、年度内完成を目指す、という内容でございました。以上、委員会資料を御清覧ください。

また、次でございしますが、農林水産課であります。報告事項は7件でありました。

新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況の部分で、漁業実習生の出入国の状況の質問がありました。帰国はできたが入国ができない状況にあると、今後についてはまだ不明な状態、船主には早い段階で情報が入っており、対応はしていると、そういう内容であります。

それから、(4)番ですが、令和2年度有害鳥獣捕獲等の状況についてですが、質疑がありまして、捕獲頭数の質問だったんですが、捕獲頭数は、町の把握は4月から11月14日の有害駆除で町が報奨金を出していることで把握していると。県は、11月15日から猟期、県の奨励金を払い、頭数を把握していると。捕獲の計画は3年ごとに見直しを行っている。捕獲目標は2,000頭で、まだ未達成の状況であるということでありました。捕獲わなの購入は捕獲員を増やして対応しているという内容でありました。

続いて、(5)番、令和2年度新温泉町鳥獣処理施設の処理状況でございします。数字を見て、搬入が少ない、また、解体スタッフの状況はの質問に対して、土曜日を受け入れていきたいという予定であります。それから、最終目標としては、毎日搬入を目指していきたいということもありました。また、囲いわなの効果で、春来で2頭捕獲できたようであります。解体スタッフがいつとき減少したわけですが、現在では1名増えて、現在4名。それから、浜坂地域の搬入が少ない、それは原因については距離ということがあるようであります。

それから、(6)番、畜産クラスター事業についてですが、取下げになるようだが、影響の見込みはということの質問に対して、前例もあったが、和牛振興には影響ないと思われる、カモ舎については自己資金で建設したいと聞いている。法令に触れる場合は指導していきたい。加工施設の下水接続については、水質を含め上下水道課で対応。カモ舎臭気については、町民安全課と連携して対応していきたい。議会の附帯決議の捉え方については、決議内容を履行していきたいという会社というか、事業主の話の聞いたと

いうことでありました。

それから、(7)番、湯村温泉愛宕山観光の経営状況についてであります。愛宕山観光の町との関わり、経緯が分からないということが質問にありました。それから、支援検討の基準が見えない、また、経営改善の支援はどのようにするのかという質問があったところでもあります。会社に対して改善計画の提出を求めており、精査して支援内容を決めたい。副町長が取締役に入っており、役員会で議論を進めている。早急に詰めて対応したい。12月補正を視野にしている。国県の補助金を受けるために第三セクターにした経緯もある。次回に資料提出をしたいということでありました。

その他、地域おこし協力隊、地産地消ですが、姫路付近で農業経験のある者が農産物や但馬牛に関心があり、現在、町内の状況を勉強しているということでありました。

次は、建設課であります。

令和2年度工事発注状況の部分ですが、質問の中で、繰越事業については、11月中に完了を予定していると、湯村のほうの関係が主ですが、また、道路照明の工事について、54号線はあじわら小径でありまして、遊歩道整備の景観形成で設置したものであると、通常は街路灯ということではないということでありました。国道178号交差点改良事業並びに浜坂駅港湾線街路事業等についてのことで、歩道橋は再設置しないということに決定したようであります。以上、詳細は委員会資料を御清覧ください。

次は、商工観光課であります。報告事項は4件ありました。また、その他というものもありました。

(1)番、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況の部分で、予算残が多くあるが、今後はどうするかということ、また、おみやげ券の集約状況はということについて、期限後に、低調という状況が見えるわけだけど、実績効果については分析したいということがありました。今後の事業についてはまだ未定であるということ。おみやげ券については、9月18日に発券して、昨日現在1,359セット、29.05%の利用率であるということ、今後、国のGoToに合わせて鈍化するではないかと、そういう見方でありました。

それから、令和2年度観光施設等利用状況について、リフレッシュパークの利用や売上減少の対策を講じるべきという質問に対して、取締役会で分析しており、結果など報告したいということがありました。道の駅の売上金額が上がっているが、その分析はということがありました。9月が140%になっております。4連休で、3周年開業イベントを実施したことよっての効果、また、彼岸でお花が多く動いた、但馬牛ウイークで肉が伸びたと、そんな状況がありました。

商工観光課の事業状況について、特別観光大使の任命に至った経過について、当町内に友人がおり、幾度か来訪し、本町のよさを感じ、協力したいということであったようであります。特別観光大使は町外者で町の愛好家が基本。普通の観光大使は町内出身者であります。

続いて、(5)番で、ジオパーク館の施設整備状況について、新装置スマートグラスの導入がなされるようであります。4つでしたかね、ストーリーがあるんですが、一つのストーリーは何分かということについて、一つについては3分程度であるということ、10台一斉に全メニューで使用すると電池がもたなくなるということなりがあって、館内職員の解説と併せて使用していると、消毒は、使用后、人力でアルコール消毒を行っているという内容でありました。

また、商工会が実施したアンケートの結果についてもありました。アンケートの結果のみであり、結果の施策発展がないというような質問がありました。ちょっと情報が古かったということもあるんですが、商工会としては、10月1日現在で調査を行っている、そんな報告を受けたところであります。

次は、税務課であります。報告事項は1件、9月末現在の町税等徴収状況についてであります。表をもって説明を受けたわけですが、関連説明で、コロナ特別融資、9月30日現在、町税は徴収猶予相談件数27件、猶予14件を行ったということであります。2,393万1,600円の猶予額であります。また、国保税については、相談が28件、猶予は16件、228万1,400円となっているようであります。以上、委員会資料を御清覧ください。

次は、企画課であります。報告事項は6件でありました。

令和2年度公共施設交通利用状況の実績について、デマンドで予約したがキャンセルになった場合に料金がかかるということ、湯めぐり対策と県の交通対策連絡事業の結果はどうだということでありましたが、湯めぐり対策については、現在協議中であるということで、県の事業は県民局対応で、テスト運行については全但バスが基本としていると、鳥取方面については日交も視野にあると聞いているということでありました。デマンドについては、事前予約で対応しております。2時間前の対応は可能だが、出発後については料金を頂くということになっているということでありました。

次に、新温泉町ケーブルテレビの加入状況についてですが、今後の方針、方向についての質問がありました。今年度に出す予定にしていると、プロジェクトで検討しておいて、11月のプロジェクトでアドバイザーを要請しておると、12月もしくは3月までに報告はできる予定であると、来年度に事業確定の検討会を持ちたいということでありました。

次に、(4)番、おんせん天国室の事業状況であります。

まず、ワーケーション推進事業について、本町ならではということが文書中にあったんですが、これはどういう意味かということ、ポイントが明確でないと町外に対してアピールできないという質問に対して、セールスポイントは協議会で検討することになると、当該事業所と外部企業との間でアクセスポイントが出てくる。ワーケーションの定義はないということで、町の方向を見るためにも協議会で議論したいと、ワーケーション推進協議会が誕生しているようであります。

それから、委員会3回目でようやくワーケーションなりが見えてきたという意見、我が町のワーケーション計画なり、またワーケーション方針なりをつくるべきという意見がありました。また、ワーケーションに関して、各団体とも100%の補助でやっている。補助金交付要綱も簡単な簡易なものであるし、広い補助金交付要綱を定めて賛同者を求めて輪を広げるようにすべきという意見があったようであります。

それから、おんせん天国カフェについてであります。俯瞰的に見た場合の検討の結果が見えない。町の明かり再生は分かるが、行政が税金をかけて行う意味が分からない。平等性や公平性も見えない。協力隊員が3年後に独立して次の協力隊員に交代する。協力隊員とするなら直営もある。協議会がするならクラウドを利用してやるほうがすっきりする。協議会には限定ではなく、施設設備補助要綱をつくって広く支援できる。税金ありきでしか見えないというたくさん質問があったんですが、協力隊員は3年後に独立する。公金を活用しての経済活動はふるさと協力隊の制度ではできる範囲ということで理解しておると、地域が望まないものは必要はないし、地域の調整力があって出店できるものであると、そういう答弁でありました。

また、民間事業者がバンザイした事業を協力隊員にやらせることが問題、3年後に独立することに夢を持たせることにも問題があるに対して、経営者が替わり、隊員経費で経営ができるということなり、3年後に新しいやり方で経営する方法もできると思われるということでありました。

また、行政は協議会の責任で頑張るから行政が支援することが基本、制度を当てにした取組が推進の基本にあり、大転換ができないと思うが、協議会の責任と将来の方針づけを見たいという意見もあったところでありました。

(5)番、新温泉町親善大使第1号の任命については、今後の任命について聞かれました。当面は目標は2名としているようであります。現在は1名であり、残り1名は未定ということでありました。

以上、委員会資料を御清覧ください。

次、総務課であります。報告事項は5件でありました。

新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等についてですが、今後の事業でタブレット端末導入の事業があるが、これは誰が使用するのかということ、交付金事業の対象はどこかということがありました。タブレットについては、35台の導入を予定していると、職員の使用が基本であるということでありました。また、交付金事業の対象は、指定管理料がある、または使用料収入がある施設25施設を予定していると、減少対策であります。コロナ感染症対応事業の実績調査は随時行っており、減額など大きなものについては12月補正で行いたいと、そういうことでありました。

それから、(3)番、公職選挙法の一部改正する法律の概要等についての説明がありました。公職選挙法の一部を改正する新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案が示されています。議案提出は12月定例会を予定しているよ

うであります。この中で、チラシ発行が税金でできるということの中で、サイズの質問がありました。おおむねA4サイズということでありました。

それから、人事院勧告の概要ですが、ボーナス0.05月分の引下げの勧告を行うと、月例給は調査終了後に別途勧告するとのことでありました。

行政改革実施計画及び財政運営に関する基本方針の実績について、第3次実施計画の実績は今回で終了する。次回からは財政運営の基本に基づく実績報告に切り替えていきたいということでありました。

以上、委員会資料を御清覧ください。

続いて、11月19日の総務産建常任委員会の報告も併せて行います。

今回の委員会につきましては、11月29日臨時議会に係る総務課協議事項と議員発議の報告のほか、農林水産課の継続の報告があったところであります。質疑のあった内容を中心に報告したいと思います。

総務課は、協議事項3件でありました。いずれも人事院勧告に伴う内容で、期末手当を0.05月引き下げるものであります。

(1)番、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正については、改正は2条立てで行うと、1条は令和2年12月1日で改正され、2条は令和3年4月1日の改正となります。質疑なしで承認したところであります。

続いて、(2)番、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、改正内容は同一ですが、期間率の箇所も改正されております。同じく改正は2条立てで行い、1条は令和2年12月1日で改正、2条は令和3年4月1日の改正となります。異議なく了承したものであります。

続いて、(3)番、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、さきの給与条例27条2項の改正を附則で元に戻す内容であります。結果としては、減額はなしと、そういう内容とするものであります。異議なく了承したものであります。

次に、発議第2号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、このたびの人事院勧告で引下げとなった期末手当を常勤特別職等と同様に0.05月引き下げるものであると、現在の社会情勢を鑑み、自らの責任で引き下げたいとの思いでの発議第2号であります。10年前のリーマンショックでの引下げも議員の発議で行ったというような経過もあったようであります。こういう説明を受けたところであります。

質疑の部分で、この案件は、特別職と同様で、当局提案でいいのではないかと、提案の内容や細かい部分は承知はできていない。発議行為の力点は議会基本条例や特別委員会などに向けるべきではないかという質疑、意見があったところであります。

以上、詳細は委員会資料を御清覧ください。

次は、農林水産課であります。報告事項は1件、湯村温泉愛宕山観光の経営状況につ

いてであります。前回に引き続いての報告であります。

同社から支援要望が出され、11月2日付で受け付けされていると、併せて令和2年度第50期事業改善計画書も提出されているということの前提において、質疑がありました。1億8,000万円の借入金だが、何が担保に入っているのかに対して、レストランふるさとが担保に入っていると、ほかは補助事業で財産処分ができないため、担保にはできないということでありました。

また、要望書の文書中に筆頭株主として支援とあるが、何を考えているのか。会社としては、通常資金不足を支援してほしいとの思いがあるようであります。出資割合22.5%であれば町には責任がないと思われると、副町長は法的には役員に入る必要はない、第三セクターは25%以上から規定されておると、県に対する要望なり、株主の負担についてはどうかということがありました。夢公社とは根拠が違う。愛宕山の要請で就任をしている。過去にも取締役になったこともあると、様々な支援が想定されるが、住民の理解ができるものであるべきだと、そういう答弁がありました。

また、支援内容がない中で議論がしにくい。改善計画19ページのマイナスが支援の対象か、また、保険積立金など担保に入っていないのかと、改善策でコロナでの切替えが見えるが、レート変更は努力した結果なのか、こういう質問がありました。副町長から、借換えレートの変更は社長が交渉を行っており、承知してない。最低限19ページが要望の要点ということでありました。議会や住民に理解いただける支援内容であるべきと思っているということでありました。

また、外部の意見についてはどうかということやら、支援の時期については12月補正との話があったがという質問がありましたが、できれば12月補正で対応したい、また、経営アドバイザーは入れていきたいということでありました。

また、牧場公園の中で愛宕山観光については収益部門のみを担っていると、経営責任の重さを感じられない。公的資金の注入には多くの条件を挟むべきであるという意見がありました。町長から、私企業に公的資金の注入となり、経営責任感が薄い部分も感じられると、役員の連帯保証があるから融資を受けた経過もあるようであると、牧場公園に必要な施設であり、地域が頑張ってきた雇用の場でもあると、町が出資している会社が前提という中で支援を考えたいということでありました。しかし、自助努力が大前提であり、あくまでも企業努力が第一であると、慎重に支援内容を検討したいという町長の答弁でありました。

総じて議論全体から言えることについては、非常に難しい内容であり、時間をかけて検討する必要がある、そういうことを私は思いました。また、12月補正についてはちょっとしんどいん違うかと、そんな思いも持ったところでもあります。

以上、詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

長くなりましたが、以上で総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

ただいまの報告の中で、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑はありません。これで質疑を終わります。中村委員長、ありがとうございます。

次に、民生教育常任委員会が10月21日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

宮本民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日時は、令和2年10月21日に開催いたしました。所管事務調査は6課ございまして、今回はこども教育課、生涯教育課、町民安全課、上下水道課、浜坂病院、健康福祉課の順番で行いました。事務調査内容につきまして、今回は報告事項のみでありました。その他の報告もあります。

各課の調査内容について報告いたします。今回は、質疑のあった案件、また、その他報告で説明のあった案件、事業予定の説明があった案件を中心に報告をいたします。

まず、こども教育課です。報告事項は4件ありました。お手元の資料を見ていただきながら説明聞いてください。

1件目の令和2年度各学校園の登校、不登校、いじめの報告についてであります。質疑がありました。不登校は3か月未満者、保健室登校者の現状、制度のはざまにある児童生徒もしっかり対応しているかということの質問に対しまして、出席扱いにしていると、不登校にしていないとの説明がありました。

次に、令和2年度工事発注状況及び進捗率について質疑がありました。浜坂北小学校プール工事、感染防止に取り組んでいるか、その状況を確認しているかとの、特に大阪府等の建設関係者が来町しているという方々の防止対策はどうしているかというような内容でありました。検温をしており、また、現場代理人から教育委員会に報告をされているということでもあります。

次に、小・中学校のICT環境整備について質疑がありました。1つ目、タブレット授業は正規時間に入るのか、また、タブレット端末機は個人所有か町所有か、また、家庭での使用は目が行き届かない等の対策はどうしているのか、今年度の3年生は使用できるのかという質問がありまして、正規時間に入るかどうかにつきましては、全ての授業に使っており、各授業時間に入るという説明がありました。個人所有か町所有かにつきましては、個人のものになるかは考えていないという説明がありました。家庭での使用は目が行き届かない対策につきましては、保護者と質問会を開き、迅速に対応するという説明がありました。3年生の使用できるかにつきましては、段階的使用に取り組む中、優先したいという説明がありました。

次に、生涯教育課であります。報告事項は4件ありました。

そのうち、工事等発注状況及び進捗状況について質疑がありました。加藤文太郎記念図書館の空調設備等改修工事の延期理由は何かということに対しまして、海外からの部品生産、また部品の入手が遅れているものであるという説明を受けております。

次に、これはその他事項であります。JR浜坂駅構内図書コーナーの設置についての案の報告がありました。目的につきましては、駅の空きスペースを利用してJR利用者や町民の読書環境を整備するとともに、加藤文太郎記念図書館の情報等を発信することを目的とし、JR浜坂駅構内に図書コーナーを設置するという目的であり、設置内容につきましては、図書が200冊程度であると、また、加藤文太郎に関する資料及び図書館等に関する展示をする。図書内容としましては、委員会資料を御清覧ください。管理につきましては、鉄子の部屋、まち歩き案内所、図書館ボランティアで行うとの説明を受けております。詳細は委員会資料を御清覧ください。

また、その他の今後の事業について説明がありました。新しい生活様式の下、北前船寄港地の一級観光資源をどう生かすか、住民の発想とともにということによって事業が行われるということでもあります。実施組織体は兵庫と新温泉町、北前船日本遺産探訪事業実行委員会が行うと、実施時期につきましては令和3年2月4日から5日、実施内容については、新温泉町の観光を考える、日本遺産、ジオパークと地元食材の生かし方の観光資源を磨くセミナーと、それから観光資源を体験するという実施内容であります。実施人数につきましては、最大100名とするという説明を受けました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

次に、町民安全課であります。報告事項は6件ありました。

その他の項目で、災害関係の協定を締結した。締結案件は2件ありました。1件目は、協定日は8月28日に、協定名は災害時等における宿泊施設の提供に関する協定ということで、協定先としまして、浜坂観光協会、湯村温泉観光協会と締結しております。

次の締結内容ですが、協定日は9月29日に、協定名として災害時等における地図製品等の供給等に関する協定という内容で、協定先は株式会社ゼンリンとしておるという報告を受けました。

次に、上下水道課であります。これは3件目の発注及び進捗状況について質疑がありました。これは修繕等の業者のことではありますが、株式会社オグラという会社は町内業者ではないと思うが、町内業者にしてはどうかという意見がありました。それに対しまして、株式会社オグラは鳥取県の業者であり、緊急時は地元業者に依頼している。専門的な場合には株式会社オグラに発注しているとの説明がありました。

もう一つ、その他として、浜坂道路関連居組浄水場移設工事用地測量業務について説明がありました。これは位置図の説明でありました。これにつきましては委員会資料を御清覧ください。

次に、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりであります。報告事項は3件ありま

した。

利用状況につきましては、入院患者数は5,147人、前年度は5,928人で13.2%の減少、また、外来患者数等は8,672人、また、8月末のこれは経営収支内容ですが、2,712万4,000円と、前年度比較等は説明を受けております。これにつきましては資料を御清覧ください。

また、2件目の公立浜坂病院の新改革プランの達成状況につきましては、医師数が現在4人、目標7人ということで、57.1%の達成率である。また、入院患者数との達成率も、これも委員会資料を御清覧ください。

また、病院事業の進捗状況につきまして質疑がありました。施設中央監視整備事業につきまして、追加工事の予定があるということで、若干前回の説明との事業費の差があるということ指摘され、計画的になぜ一括発注しなかったというような意見があり、それにつきまして、昨年は中央管理システム事業であり、今回は機械室の整備、また警報盤の接続工事ということで、計画的に一括発注しなかったことに対しましては、今後、施設に関して、老朽化について、計画性を持ち、改めて点検し、総合的に事業を進めるとの説明がありました。

最後に、健康福祉課であります。報告事項は14件ありました。

12件目の新型コロナウイルス感染症対応事業の進捗状況について質疑がありました。まず1つ目、障がい者就労支援事業所の支援事業内容、業務内容はどんなものかという質問に対しまして、草刈り、イベント駐車場案内等という説明がありました。次に、インフルエンザ予防接種料金をできるだけ安価すべきではないか、町が負担すべきであるということに関しまして、本町は2,400円、香美町は1,500円、負担前は4,950円という説明がありました。

次に、障がい者グループホーム建設進捗状況の説明を受けました。10月27日、旧芦屋医師住宅解体撤去工事入札予定という説明があり、質疑がありました。この事業者、入所者、ほかに要望者はなかったかということに関しまして、男女別はまだ決めていないというような答弁であったかと思えます。町の基本方針は、施設建設、運営ができやすいように検討せよという意見がありまして、現在検討中であるという説明を受けております。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が10月6日及び12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） それでは、議会広報調査特別委員会について報告をいたします。

9月に開催されました第103回定例会に関して、閉会后、10月6日と同月12日

の2回、委員会を開催し、編集や校正を行いました。10月22日水曜日に議会だより第60号を発行いたしましたところであります。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 阪本委員長、ありがとうございました。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が10月13日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

森田議員。

○議員（6番 森田 善幸君） 去る10月13日午後2時より新温泉町議会議事堂にて開催されました令和2年度第2回美方郡広域事務組合議会定例会の報告を行います。

今定例会から農業共済事業が当組合事業から外れたことによる組合規約の変更に伴い、議員定数が12名から10名となり、新たな議席の指定が行われました。当組合の本年度の諸事業の報告が行われた後、農業共済事業特別会計の決算認定に関して、当組合の農業共済事業担当職員であった現兵庫県農業共済組合香美新温泉事務所長を参考人として招致することに決定しました。その後、報告1件、決算認定2件、条例改正案1件、補正予算案1件の計5件の議案の審議が行われました。

まず、報告2号、令和元年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計資金不足比率についてであります。流動負債額4,753万6,000円に対し、流動資産額は8,182万7,000円で、資金剰余額は3,429万1,000円となり、資金不足額はなく、良好な状態との報告がありました。

次に、認定1号、令和元年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算が監査委員の意見をつけて認定に付されました。説明は先ほど申しました参考人の兵庫県農業共済組合香美新温泉事務所長によって行われ、歳入総額2億6,817万6,000円、歳出総額2億7,694万円、差引きマイナス876万4,000円が県農業共済組合に引き継がれたとのことでした。

若干の質問がありました。未収金や未払い金を精算してから県に引き継がれるものではないか、答弁は、この数字は3月末のものであり、数期に分けて収入、支払いしているもので、新組織で出納整理期間に整理する。合併の協議書どおりの処理であるとのことでした。

また、家畜共済事業勘定は1,890万円のマイナスで、欠損金が膨らんでいるが、なぜ発生したのか、将来どうなるかという質問に対し、死廃や病傷が増えているため、制度的には欠損金が増えてくると掛金も増えてくるが、県全体として2億円以上の剰余金があるので、当面はそのまま現状維持という答弁でした。

全員起立で認定されました。

次に、認定2号、令和元年度美方郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算が監査委員の意見をつけて認定に付されました。歳入合計8億2,631万6,550円、歳出合計8億1,963万8,720円で、差引き残額667万7,830円のうち消防事業の残額320

万1,414円は、財政調整基金への繰入れとのことでした。

質問は多数ありました。主なものとしては、火葬事業について、郡内に2か所ある火葬場を今後どうしていくのか、一本化にするかどうか、将来を見据えた検討をしているのかという質疑に対し、両施設とも今すぐ駄目になる施設ではない。修繕を行いながら運営していく。一本化するか否かの検討は現在には行っていない。香住区では豊岡市の斎場を利用する人が増えており、そういう状況も把握しつつ、一歩進んだ議論を今後行っていきたいとの答弁でした。

また、2,000万円かかったはしご車のオーバーホールについての質問がありました。オーバーホールは規則上5年ごとに行わなければならないもので、うち1,500万円を財政調整基金から繰り入れたことについては、特に取決めはないが、無理のない範囲での財政を運営していくためのものということでした。

また、防火・防災対策の推進に関して、地域の自主防災組織の訓練の指導は要望があれば行ってもらえるかという質問に対し、事業所の自衛消防隊等への訓練指導は行うが、地域の自主防災組織の訓練については、広域消防本部としては、水消火器等の機材は提供するが、訓練指導については人員的に無理であり、各地域の消防団にお願いしてほしいとの答弁でした。

全員の起立で認定されました。

次に、議案11号、美方郡広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。これは、町議会の9月定例会にも同様な条例改正がありましたが、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特例措置として支給する防疫等作業手当について規定するため、所要の改正を行うものです。手当の額は、作業に従事した1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくは疑いのある人に接触または長時間に接して行う作業では4,000円とするものです。

主な質疑としては、条文には収容する病院もしくは宿泊施設への移動時の作業とあるが、自動車を運転できない人がPCR検査を受けるために救急車で搬送される場合、この条文で適用できるかという質問に対し、PCR検査も病院で行われ、それも収容という表現に含まれるので問題ないとの答弁でした。

全員起立で承認されました。

最後に、令和2年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）の審議が行われました。決算による繰越金の確定と斎場1号炉に修繕が必要となったための補正予算であります。歳入では、分担金28万6,000円、繰越金を347万5,000円増額し、歳出は、主な補正が農業共済事業負担金返還金の増額で122万2,000円、火葬場の炉の修繕費の増額が253万9,000円で、歳入歳出それぞれ376万1,000円の増額で、歳入歳出総額がそれぞれ8億3,350万1,000円となるものであります。

質疑はなく、全員の起立で可決されました。

以上で美方郡広域事務組合議会の報告を終わります。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

次に、北但行政事務組合議会定例会が10月12日及び22日に、同臨時会が11月25日に開かれております。その報告をお願いします。

中村議員。

○議員（11番 中村 茂君） それでは、令和2年10月12日及び22日に開催の北但行政事務組合議会定例会の結果について報告いたしたいと思えます。

まず、10月12日ではありますが、提出議案は2件でありました。

第5号議案、令和2年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）であります。このたびの補正予算につきましては、歳入は、令和元年度決算の確定により繰越金3,454万1,000円を増額し、容器包装リサイクル協会からの事業受入金1,000円を増額するものであります。歳出では、増減はなく、繰越金分の増額分を各市町負担金で減額補正するものです。結果として、本町の負担金が488万4,000円の減額となったものであります。ちなみに、負担金の根拠については、均等割が10分の1、処理割が10分の9ということで算出されるものであります。

次に、前後しますが、第6号議案、令和元年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定であります。歳入総額7億5,079万334円、歳出総額7億1,624万7,518円で、歳入歳出差引き残額3,454万2,816円の黒字となり、同額を翌年度に繰り越しました。それによってさきの補正予算となったものであります。

本町の負担金については4,610万3,707円、地域振興分が98万4,764円となりました。地域振興分の負担割については、均等割が10分の1.5、人口割が10分の8.5という基準であります。

黒字の理由につきましては、歳入では、電力売払い収入2億40万4,557円、それから有価物の売払い収入2,867万9,008円など、不確定な要素が多くあった中での収入増になったものであります。また、歳出におきましては、香美町最終処分場への埋立量が計画より少なかったこと、また、香美町、豊岡最終処分場の維持管理経費が見込みより少なかったことなどが主な要因であります。

以上、10月12日、第111回の報告であります。

次に、令和2年11月25日、第112回北但行政事務組合議会臨時議会の報告であります。

この臨時議会につきましては、11月12日に豊岡市議会臨時議会が開催され、役員改選の結果、新しい議員が選任されたことに伴い招集されました。毎年のものであります。議会運営に係る確認事項では、議長、副議長、監査委員、議会運営委員の任期は1年となっているため、今、臨時議会において役員改選が行われたところであります。この役員改選に当たり、11月18日に世話人会が持たれ、必要な協議が行われております。臨時議会の案件は1件、第7号議案で、監査委員の選任同意でありました。監査委

員については、松井正志氏、69歳、豊岡市が選任されたところであります。また、役員改選の結果においては、議長、福田嗣久氏、豊岡市、副議長、私であります。新温泉町であります。それから、議会運営委員長、岡本昭治氏、豊岡市であります。同副委員長、西谷尚氏、香美町であります。役員の任期につきましては、1年といたしまして、選任決議の日から選任決議の日まで、改選日までとなっているところであります。

以上、北但行政事務組合の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。15分まで。

午前10時03分休憩

午前10時15分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ再開します。

日程第4 議案第98号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第98号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第98号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、今、町長が提案申し上げたとおりでございます。令和2年10月7日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明の都合上、審議資料の2ページを御覧いただきたいと思います。本年の人事院による給与勧告の骨子をつけております。人事院は毎年、民間と国家公務員の給与水準を調べて、較差があれば埋めるように国会と内閣に勧告を行っております。例年でございますと8月頃に勧告が行われておりますけども、今年は新型コロナウイルスの影響で調査が遅れ、10月7日にボーナス分のみ先行して勧告が行われたところでございます。

勧告の内容といたしましては、一番上の四角で囲った部分に記載がありますとおり、ボーナスを0.05月分引下げとなっております。また、この引下げ分につきましては、期末手当の支給月数に反映となっております。

給与改定の内容といたしましては、資料の真ん中より少し下の辺りの2、ボーナス改定の内容と考え方の欄の表を御覧いただきたいと思います。6月分の期末手当は既に支給済みであるため、本年度は12月分を現行の1.3月分から0.05月分引き下げて1.25月分とし、来年度以降は6月分と12月分が均等になるように、現行の1.3月分よりそれぞれ0.025か月分引き下げて1.275月分とする改定となっております。実施時期は法律の公布日となっております。

続きまして、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。月例給に関する報告でございます。人事院より10月28日に報告が行われております。一番上の四角で囲った部分に記載がありますとおり、今回の報告のポイントということで、月例給の改定なしとなっております。公務と民間の4月分給与を調査して、主な給与決定要素であります役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較した結果、民間給与との較差がマイナス164円、率にいたしますとマイナス0.04%と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるということで、月例給の改定は行わないとの報告がなされております。

審議資料1ページに戻っていただきまして、新温泉町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案です。今回の改正案は2条立てとなっております。第1条関係が令和2年度に係る改正、第2条関係が令和3年度以降に係る改正となっております。改正内容につきましては、条例第27条第2項と第3項に期末手当の支給割合が規定されておまして、下線を引いた部分が改正部分となります。まず、第1条関係といたしまして、100分の130を100分の125に改正いたしております。続きまして、第2条関係といたしまして、第1条で100分の125に改正したものを、6月期と12月期を均等とするために100分の127.5に改正いたしております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。施行日は令和2年12月1日、ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） この審議資料の2ページで、ボーナスの改定等、民間企業の調査、これに括弧書きで完了率80.3%ということになっております。これは月例給も一緒となっているわけですけど、こういう80.3%で、まだきちっと100%調査が終わってないのに、なぜこのようなことが実際のところできるのか、その点を一つはお尋ねをしたいと思います。

それから、やっぱり生活給だと。これもいわゆる期末手当も含めて、この前も新聞読

んでましたら、7万人を超えるいわゆるコロナで仕事を失ったという方たちがおられることは、これはこれで確かであります。しかしながら、政府の考え方からしたら、いわゆる経済とコロナ対策を両立させるんだという話であれば、ますますこれ、こういう形で給与が引き下げられると経済的にもやっぱり落ち込む可能性があるわけで、極めて何か矛盾する内容だと。国民の気持ちを考えてというようなことかも知れませんが、やっぱり国民に対しては国民に対してのきちっとした対応をしていく。そして給与は給与できちっと維持を、それこそ期末手当も含めて維持をしていくのが当たり前だと思うんですけども、それらの点について、何かいろいろと矛盾した点があると思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、給与勧告に関しまして、民間企業の調査が完了率80.3%の件につきましては、これは人事院の考え方ということで、完了率が80.3%であっても人事院から勧告するということですので、こちらのほうでその完了率がこれいいのかということで問われましても、その辺りは人事院の判断ということになると思います。

それから、生活給という面でございますけども、地公法にも、第14条だったと思います。情勢適応の原則ということで、民間給与、それらに準拠して公務員の給与が決められるということがございますので、今回、民間の給与調査をしたら、期末手当において0.05月分民間より公務のほうが高いということで、その部分を人事院が勧告して、そして町としてもそれに沿った形で給料の条例の改正をさせていただくということでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） この人事院の勧告というのはあくまで国家公務員に対する勧告だよな。地方公務員も対象としているんでしょうか。してないと思う。しかもこれ、曖昧なこういう形での、80%というのは、調査が終わったからこれをという話は極めて、これまでこういう例がありましたか。毎年のごとくこの人事院の勧告に準拠して、こういうことを言われるけども、実際にこれは、課長の話であれば、かえって地方公務員に当てはめること自体がやっぱり大きな無理があると、しかも80%というような調査の率だと、こういったことを考える必要がある。

それと、やっぱりコロナ対策などをあれしたら、今、公務員はこのコロナのことでいかに感染率を落とすかとか、そういうことで頑張っているわけですよ。当町も一緒なんです、それこそ。いろいろと問題がある中で頑張っているわけですから、そういった意味では、何も上げるとは言わないけども、今の水準をやっぱり維持するのが一番気持ちの点で必要ではないかと思うんですけど、その点はどう考えられたのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 制度上、人事院勧告につきましては、議員御指摘のとおり

国家公務員に対するものでございますけども、先ほども申し上げましたけども、地方公務員におきまして、地公法の第14条に、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように随時適当な措置を講じなければならないという規定がございます、これまで人事院の勧告に準じて給与改定してきたのは、この条文に基づいてされているものだと認識いたしております。このため、今回の人事院の勧告につきましても、それに準じた形で期末手当の0.05月の引下げをするということでございます。ただ、地域の実態どうこうということは、町に人事委員会があるわけではございません。そういった意味で、人事院の勧告に従っていくというのが合理的な方法ではないかと考えております。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 当町は人事院などは持ってないわけですけども、その代わりとなるのかどうなのか、報酬審議会というのがこれはあるわけで、これは特別職に関するあれなんですけども、審議する、しかし、報酬等、給与等って書いてある。だから本当に地方の実情を反映させようと思ったら、報酬審議会なりそういうのにかけて、実際にどうなのか含めてやるべきじゃないかなと。この人事院勧告というのは全国的なあれで、果たしてこれが実態を表しているのかどうなのか。先ほど申し上げたけども、7万人を超える失業者が出ている、こういったことさえも本当にそこに反映されているのかどうなのか。そういったところも考えれば、本当に地方なら地方における、当町であれば報酬審議会などできちっと議論をするのが普通あり得ることだと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 先ほども申し上げましたけども、地域の実態を事細かく把握できるという組織がございません。このために、現時点で人事院の勧告に準じてということが最も合理的な方法であると考えております。

ちなみに、兵庫県にも人事委員会がございまして、兵庫県の人事委員会も期末手当0.05月の引下げということで決定がなされているようでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。

討論があるみたいですね。

質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 失礼をいたします。議案第98号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

第1に、人事院勧告に基づく減額改定であります。改定方針では、民間給与との較差は極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないとしています。ではなぜボーナスを0.05か月下げるのか。ボーナスの官民較差は0.04か月です。この合理的な理由が示されていません。先ほども議論がありましたが、民間準拠という原則があるからこそ、より正確な調査が要求されているところでもあります。

第2は、コロナ禍の下で、行政職員は今日まで本当に困難な条件の下で業務をこなされ、交付金などの活用を含め、新たな多くの事業が取り入れられて、その具体化のために本当に努力をされてまいりました。今、第三波の感染拡大が予想される中、増大する業務をより処理をしなければならないという状況に追い込まれていきます。こういう下で引下げは、労働意欲を後退させることが心配されないでしょうか。また、地域の民間職員のボーナスの引下げの要因になりかねませんし、地域経済にもマイナスダメージを与えるのではないのでしょうか。引下げではなくて、せめて据え置くことが妥当ではないのでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決をいたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第99号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第99号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第99号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、町長が提案いたしましたとおりでございます。令和2年10月7日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでございます。人事院勧告の内容につきましては、先ほど議案第98号で説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、説明の都合上、審議資料の4ページを御覧いただきたいと思っております。新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。今回の改正案は、職員の給与に関する条例同様、2条立てとなっております。第1条関係が令和2年度に係る改正、第2条関係が令和3年度以降に係る改正となっております。改正内容につきましては、条例第4条第3項に期末手当の支給割合が規定されておまして、下線を引いた部分が改正部分となります。

まず、改正条例の第1条でございます。第3項第1号から第4号まで、期末手当支給基準日以前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しております。第1号が全期間在職した場合の支給割合で、100分の220を100分の215に改正いたしております。以下、第2号から第4号までは、各号に記載の在職期間に応じて順に0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものとなっております。

続きまして、第2条関係でございます。第1条で改正したものを6月期と12月期を均等とするため、令和3年度以降の支給割合を改正いたしております。第3項第1号を100分の215から100分の217.5へ改正し、以下、第2号から第4号までは、第1条の改正と同様に、在職期間に応じた割合へ改正をいたしております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。施行日は令和2年12月1日、ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第6 議案第100号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第100号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、会計年度任用職員の期末手当について、令和2年10月7日の人事院勧告にかかわらず、今年度は据え置くこととするため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第100号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしましては、先ほど町長が提案した内容でございます。それに一部付け加えを行います。会計年度任用職員の期末手当について、令和2年10月7日の人事院勧告にかかわらず、今年度は据え置くこととするために、所要の改正を行うものでございます。会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職の職員の給与条例を準用することとなっておりますけれども、再度の任用はあるものの、基本、会計年度という有期の職員であり、期間途中の勤務条件を変更することの職員への影響を考慮いたしまして、今年度は据え置くこととしたいので、改正をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案です。改正内容といたしましては、条例附則に第3項として、令和2年12月に支給する期末手当に関する特例ということで、令和2年12月に支給する期末手当については、第13条第1項及び第23条第1項の規定により準用する給与条例第27条第2項中、100分の125とあるのは100分の130とすると読替えの規定を追加しております。ここでいう第13条はフルタイム会計年度任用職員、第23条はパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する規定でございます。一般職の給与条例の一部改正で100分の125に改正された部分を100分の130と読み替える規定となっております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。施行日は令和2年12月1日でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 確認させていただきたいんですけども、会計年度という有期の期間中の雇用という中で、途中でこの期末手当の改定、雇用条件の改定というのは今回差し控えたいということでの据置きだと思うんですが、ということは、この状態を今後も継続することなんですか。今後、会計年度任用職員は100分の130で期末手当を支給していくということなんですか。今年度限りの措置なのか、それとも今後もこの措置が続くのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 条例附則にも書いておりますとおり、令和2年12月の期末手当の支給に関する特例でございますので、今年度限りということでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） もし来年度、いわゆる令和3年度ですね、今年度限りでもし下げるとなったら、もともと会計年度任用職員については、いわゆる年間収入は減らさないということが基本的な約束だったように私は聞いているんですけども、そういったことでやると、本当にそういう人たちの生活が極めて厳しくなると。今年度だけに、いわゆるこの末だけの問題だと言うけども、やっぱり今後の考え方、ちょっと聞かせてくださいな。本当にこれ大変なことだと思うんです。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、会計年度任用職員の皆さんの給料につきましては、制度が変わるときに従前の年間の支給額を下回らないようにということで進めてまいりました。今回、仮に人事院勧告に沿って0.05月を引き下げても、制度改正前に支給しておりました総支給額は下回らないということで確認をいたしておりますけども、4月から3月という会計年度の職員でありますので、年度途中で勤務条件を変更するというのは影響が大きいということで、今年度の12月においては据え置くということでさせていただきます。

次年度以降につきましては、考え方といたしましては、要は年度途中の勤務条件の変更をしないという考え方でございますので、人事院勧告がございまして、12月に一般職が改定になっても、会計年度任用職員については翌年の4月以降にそれを適用していくという考え方でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 人が替わるから、1年ごとで替わるからね、給与やらあれが変わっても、いわゆる下がっても問題はないというような解釈なんですか。私は、そもそも会計年度任用職員の制度をつくる時には、給与をいわゆる下回らない、年間ですね、これが約束だったと思うんです。何か今の総務課長の話聞いてたら、人が替われば、いわゆる年度内での変更はしないけども、新しい年度になったら幾らになるか分かりませんよというような、こういう解釈も成り立つわけで、これじゃあ本当に

若い人たち、会計年度任用職員の中にも若い方たちがおるんですけども、やっぱり今後に不安を抱くと。これはいわゆるそういう若い人たちが役場で雇用されるについて、そこには勤めたくないということになってくるんじゃないですか。もう少ししっかりした生活を支えるという考え方に基づいてやっぱりやるべきだと。期末手当にしたって月例給にしたってそうです。それをやっぱり求めておきたいと思います。あのときはああ言ったけど今後は違いますよという話じゃ、とってもしないけど認めるわけにはいかないのですね。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議員の御指摘はございますけども、考え方の基本といたしましては、会計年度任用職員ということである中で、年度途中で勤務条件を変更することが職員に対しての影響が大きいということで、一般職と同じように12月に変えるのではなくて、新年度において変えていくほうが職員への影響が少しでも軽減できるのではないかとございまして、これにつきましては、このたびリーマンショック以来10年ぶりのマイナス改定がございましたけども、人事院勧告で上がれば、それに準じて上げる、下がる場合は下がるということでございまして。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号

○議長（中井 勝君） 日程第7、発議第2号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） それでは、趣旨説明を行います。発議第2号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について趣旨説明を行います。

先ほど総務課から、令和2年度の人事院勧告に鑑みて、職員及び常勤の特別職につい

て、期末手当の支給月数を0.05月引き下げて期末手当を減額するという条例改正の説明がありました。議員については、人事院勧告に鑑み、現在の社会情勢を考えて、議員自らが期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、期末手当を減額する条例改正を発議するものでございます。

人事院勧告の骨子、改定内容は、先ほど総務課から説明があったとおりですが、発議した条例の一部改正案を説明いたします。資料の新旧対照表を御覧ください。改正は2条立てとなっております。

まず、第1条、第1条関係とありますが、これは令和2年12月の支給の期末手当の支給割合を改正するものでございます。第5条第2項で、在職期間による支給率を規定しております。1号中100分の220とあるのを100分の215に改め、また、2号中の176を172、3号中132を129、4号中66を64.5に改めるものでございます。

次に、第2条、第2条関係とありますが、これは令和3年度以降の期末手当の支給割合を改正するものでございます。第5条第2項で在職期間による支給率を規定しております。1号中100分の215とあるのを100分の217.5に改め、2号中の172を174、3号中129を130.5、4号中64.5を64.25に定めるものでございます。令和3年度以降は、6月と12月の2回の期末手当の合計で100分の5月引き下げのため、1号によりそれぞれ100分の2.5月引き下げることになるものでございます。

改正条例の改め書きに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

以上、趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） これで本日の日程は全部終了をいたしました。

第104回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ、御参集を賜り、町長及び議員から提案のありました条例改正案に対し御審議をいただきました。議員各位の適切妥当な結果をいただき、厚くお礼を申し上げます。

間もなく12月定例会が開催されることとなりますが、議員各位並びに執行部の皆様には、くれぐれも御自愛の上、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第104回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件の御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら、町政運営を行ってまいりたいと存じます。一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第104回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時53分閉会
